

荒川遊園遊戯施設等管理運営業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 目的

本募集要項は、荒川遊園遊戯施設等管理運営業務を受託する事業者をプロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 本業務の趣旨

東京都唯一の公立遊園地である荒川遊園では、平成30年12月から約3年余りの改修工事を経て、令和4年4月21日にリニューアルオープンしたところである。

今後もより一層来園者のニーズに応え、これまで以上に来園者が安全・安心して過ごせる憩いの場とするとともに、区内外からさらなる集客を図り荒川区の活性化に資するよう努めているところである。

この度、契約期間満了に伴い、ジェットコースターや観覧車をはじめとする各種遊戯施設の運営や維持管理を適切に行うとともに、入園口や園内随所においてお客様を快適にご案内するなど、高い能力と意欲、そして豊富な経験を備えた事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

3 業務の概要

(1) 件名

荒川遊園遊戯施設等管理運営業務委託

(2) 運営する遊戯施設等の範囲

ア 大型遊戯施設

ファミリーコースター、観覧車、メリーゴーランド、スカイサイクル、豆汽車、
ウォーターシューティングライド 各1基

イ エア遊具 2基

ウ 硬貨式小型遊具

バッテリーカー 5台

メロディペット 3台

小型遊具（定置型／レール式） 計20台

エ トランポリン状エア遊具 1基

オ 室内遊び場 1面（1フロア）

カ ロングすべり台 1基

キ 児童用複合遊具 1基

ク 釣り堀 1面

(3) 業務内容（詳細は、別添1「仕様書」を参照）

ア 遊戯施設運転等業務

イ 遊戯施設保守管理業務

ウ 入園口・園内案内業務

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づく長期継続契約）

(5) 履行場所

荒川区西尾久六丁目35番11号 荒川区立荒川遊園

(6) 提案限度額（消費税相当額を含む）

284,900,000円

※限度額超過の提案は無効とする。

※令和8年度荒川区議会2月会議において、令和9年度予算が可決された時に成立するものであり、金額が変更する場合がある。

(7) 担当部署

〒116-0011 東京都荒川区西尾久六丁目35番11号 荒川区立荒川遊園

荒川区産業経済部荒川遊園課 担当 渡邊

電 話：03-3893-6003

FAX：03-3893-6089

メールアドレス：yuuen@city.arakawa.lg.jp

4 参加資格

(1) 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日）に遊戯施設等の管理運営を直営又は業務委託で実施した実績があること。

(2) 暴力団又はその他暴力団的集団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある法人ではないこと。

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する法人でないこと。

(4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

(5) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。

(6) 政令第167条の4の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等）に該当しないこと。

(7) 直近3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(8) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てを行った場合及び民事再生法（平成11年法律第255号）第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てを行った場合など客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。

※一次審査通過の事業者を決定する段階で、中小企業診断士による財務状況の診断

を区が行う。その結果によって落選となる場合もあることに留意すること。

(9) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。

※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載の定義による。

関係会社の定義（「申請の手引き」より抜粋）

以下のいずれかに該当する２者の場合は、互いに関係会社とする。

（ア）親会社と子会社の関係にあり関係会社が親会社である場合

（イ）親会社と子会社の関係にあり関係会社が子会社である場合

（ウ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（エ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（オ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（カ）その他ア～オと同視し得る関係がある場合

※詳細は、「申請の手引き」参照のこと

5 スケジュール

公募開始	令和８年 ９月 ３日
参加申込書提出期限	令和８年 ９月２８日午後５時
質問受付期限	令和８年１０月 ７日午後３時
質問回答期限	令和８年１０月１６日正午
提案書提出期限	令和８年１０月２６日午後５時
一次審査及び審査結果通知	令和８年１１月下旬
一次審査通過事業者による二次審査（プレゼンテーション）	
	令和８年１２月上旬
受託候補者の決定及び審査結果通知	令和８年１２月中旬

6 参加申込方法

本件プロポーザルに参加を希望する事業者は参加意思及び参加資格の確認を行うため、提案書類の提出に先立ち、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出部数
① 荒川遊園遊戯施設等管理運営業務提案参加申込書（様式第１号）	１部
② 事業者の概要（様式第２号）	１部
③ 会社概要（会社案内等）	１部
④ 法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書（直近３年間）（原本） ※電子納税証明書の場合は、印刷したもので良い	１部
⑤ 法人の登記簿謄本（原本）	１部
⑥ 遊戯施設等管理運営実績（様式第３号）	１部

⑦ 決算報告書〈勘定科目別内訳を含む〉(直近3ヵ年分)	2部
⑧ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類	1部

- (2) 受付期間 令和8年9月3日から令和8年9月28日午後5時まで
- (3) 提出方法 直接持参もしくは郵送すること。郵送する場合は、特定記録を利用することとし、上記(2)受付期間内必着とする。
※ファクス・電子メールでの受付は行わない。
- (4) 提出場所 荒川遊園管理事務所(受付時間は、特に記載のない限り平日の午前8時30分から午後5時まで)
※事前に電話で来訪の意を連絡すること。
- (5) その他 本件プロポーザル参加申込書(様式第1号)提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」(様式第6号)を提出すること。

7 質問の受付等について

本募集要項に関する質問は、「質問票」(様式第5号)を使用し、次のとおり行うこと。

- (1) 受付期間 令和8年9月29日から令和8年10月7日午後3時まで
- (2) 受付方法 電子メール(携帯メールは不可)のみ受け付ける。
ア 電子メールの件名は「遊戯施設プロポ質問(事業者名)」とすること。
イ 電子メールの本文に、会社名、担当者名、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレスを記載すること。
ウ 電子メール受信後、区担当者より受信確認のメールを送信する。
エ 令和8年10月7日午後4時までに受信確認のメールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。
- (3) 受付アドレス yuen@city.arakawa.lg.jp
- (4) 質問の回答 令和8年10月16日正午までに、区担当者から電子メールにて、全てのプロポーザル参加事業者に通知する。
- (5) その他
ア 質問者の名称等は、公表しない。
イ 審査に関する質問には応じない。
ウ 受付期間までに届かなかったメールには回答しない。

8 荒川遊園現場見学会

遊戯施設等の現地確認のため、現場見学会を実施する。見学を予約する場合には、電話にて問合せ先へ予約すること。

※ 提案参加申込みの必須要件とする。

- (1) 所要時間: 事業者ごとに別時間帯を設定し、約60分程度を予定
- (2) 予約期限: 令和8年9月28日午後5時まで

9 提案書類の作成について

(1) 提案内容及び記載事項

ア 来園者の安全確保について（様式第4号－1 1～2ページ程度）

- ・ 遊戯施設の安全な運行を確保するとともに、来園者に快適に利用してもらうために、運行業務、保守管理業務において配慮すべき事項、従業員に対する指導・研修、マニュアルの整備、従業員の技術向上策等について記載すること。
- ・ 地震・火災・風水害、停電、不審者、事故、故障等非常事態の発生時における来園者の安全確保や危機管理についての考え方を記載すること。なお、訓練の実施やマニュアルの整備等平常時の対応についても記載すること。

イ サービス提供について（様式第4号－2 1～2ページ程度）

- ・ 来園者に良好なサービスを提供するために配慮すべき事項や従業員に対する指導・研修についての考え方を記載すること。
- ・ 利用者ニーズの把握と運営方法へのフィードバックについて記載すること。
- ・ 従業員のユニフォームや接客、待ち行列客への対応など、来園者の心の高揚感を高めるとともに、ホスピタリティ溢れる運営を行うための具体策について記載すること。
- ・ 利用者及び従業員に対しての暑さ対策についての考え方と具体策について記載すること。

ウ 子ども等利用者への配慮について（様式第4号－3 1～2ページ程度）

- ・ 子ども、妊産婦、高齢者、障がい者等の全ての来園者が快適に安心して過ごせるための配慮等について想定する取組を記載すること。

エ 人員配置について（様式第4号－4 2～3ページ程度）

- ・ 現場責任者を長とする組織図を示し、荒川遊園に従事する社員・アルバイト等の人員配置に対する考え方を記載すること。また、責任者級の人員については、これまでの業務実績を記載するとともに、どのようなスキル・経験を有した人員を配置する方針であるかも記載すること。
- ・ 各遊戯施設やエリアにおける人員（ローテーションを含む）及び役割などの配置根拠並びにメンテナンス体制を閑散期、繁忙期等に分けて具体的な数値で示すこと。

オ 感染症対策について（様式第4号－5 1～2ページ程度）

- ・ 感染症について、従業員と来園者の両面からどのような対策を現在行っているか記載すること。また、荒川遊園の各遊戯施設において、想定する基本的な考え方について記載すること。

カ 荒川遊園の活性化策について（様式第4号－6 1～3ページ程度）

- ・ 荒川区最大の観光資源である荒川遊園をさらに活性化するため、運営事業者として取り組むべきと考える方策について記載すること。
- ・ 本件業務内で事業者として行う荒川遊園の活性化に資する各種イベントについて、その内容と規模、回数等を記載すること。

- ・ 大人の来園者獲得に向けた取り組みやイベント内容について記載すること。
- キ 夜間開園について（様式第4号－7 2ページ程度）
- ・ 毎週金土日及び祝日、祝日の前日に夜間開園を実施しているが、通常の遊戯施設の運行に加え、夜間開園ならではの雰囲気をもつ方策を提案すること。（前項カにおいて提案するイベント実施と重複する場合には再掲として示すこと）令和9年度の夜間開園日については、参考資料8 令和9年度年間カレンダー案を参考にすること。
 - ・ 夜間開園時の来園者の安全確保のための方策を示すこと。
- ク 事業者間の連携について（様式第4号－8・1～2ページ程度）
- ・ 荒川遊園は、本件の遊戯施設等管理運営事業者のほか、動物飼育等管理運営事業者、売店管理運営事業者、清掃事業者、地下駐車場管理運営事業者など業務ごとに複数の事業者によって運営される。
 - ・ 来園者に対して切れ目のない一体的なサービスを提供するために、これらの事業者間の連携についての考え方や方策について記載すること。
- ケ 本業務の費用について（様式第4号－9 2ページ程度）
- ・ 業務ごとに要する1年あたりの費用の金額を記載すること。なお、その積算の基礎となる人件費、その他の費用等の内訳も記載すること。積算の付与条件は以下に示すものとする。
 - ・ ただし、様式中の①～④には夜間開園に要する費用は含めず、⑤に夜間開園に要する費用を別に示すこと。

※労働報酬下限額について

- ・ 本件は荒川区公契約条例の規定が適用される。公契約条例の対象となる業務に係る労働者等には、労働報酬下限額以上の支払いが義務づけられる。（再委託先の労働者にも適用される。）
- ・ 積算にあたり、労働報酬下限額が適用される労働者等については、暫定基準額として設定する金額（1,489円）を下回らないように積算すること。なお、令和9年度の労働報酬下限額は、令和8年12月頃に決定する予定である。労働報酬下限額決定により、積算額に影響がある場合は、区と受託者が協議の上、契約額を決定する。

休園日	年末年始（12月29日～1月1日） 週1回（火曜日を想定、火曜日が祝日の場合は翌日） 但し、小中学校の春・夏・冬休み期間は無休
開園日数	320日／年（令和9年度を想定すること）
夜間開園	209日／年（令和9年度を想定すること）
開園時間	通常営業日：午前9時から午後5時 夜間開園日：午前9時から午後8時
その他	・ 営業前後の点検は、利用者のいない状況で行うこと ・ 提案するイベント実施に要する経費も含め積算するも

	のとし、その内訳も示すこと。 ・ 夜間開園時に開放しないエリア（遊具）は以下のとおり 室内遊び場、釣り堀、エア遊具、小型遊具
--	---

コ メンテナンス業務について（様式第4号－10 1 ページ程度）

- ・ 各種アトラクションの定期点検の日程について
- ・ 点検時の遊戯施設に代わる遊びや体験について

サ 地域貢献について（様式4号－11 1 ページ程度）

- ・ 物品調達における区内産業の優遇、区民の雇用についての考え方
- ・ その他の地域貢献についての考え方や取組

シ その他自由提案（様式第4号－12 1 ページ程度）

- ・ 上記の他、荒川遊園の魅力向上に資する取り組みや事業者としての特殊性、強み等について、自由に提案すること。
- ・ 区が実施するイベント等への協力についての考え方を記載すること。

※自由提案は提案限度額内で提案すること。

（2）留意事項

ア 文字の大きさは、11ポイント以上とすること。

イ 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよいが、模型等は使用しないこと。

ウ 特段の専門知識・技術を有しない者でも評価が行えるよう、平易にわかりやすく作成すること。

エ 各様式には、容易に提案者を特定できるような情報（社印、ロゴマーク等）は記載しないこと。

オ 各様式は片面印刷とし、フラットファイル（A4縦）に綴ること。表紙には、「荒川遊園遊戯施設等管理運営に係る提案書類」と記載し、原本5部を事業者名を記載して作成すること。その他に電子媒体でPDFデータを1部作成すること。

10 提案書類の提出

（1）提出期限 令和8年10月26日午後5時まで

（2）提出部数 原本5部、PDFデータ1部

（3）提出方法 直接持参もしくは郵送すること。郵送する場合は特定記録を利用することとし、上記（1）提出期限内必着とする。

（4）提出場所 荒川遊園管理事務所

11 参加申込書及び提案書類等の不受理等

次のいずれかに該当する場合、区は、参加申込書及び提案書類等を受理しない。

また、区は、次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、応募を取り消すことがある。

- (1) 本要項に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 必要経費が3 (6) で示す提案限度額を超過しているもの。
- (3) 指定する様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (4) 記載すべき事項が記載されていないもの。
- (5) 記載すべき事項と関係のない内容が記載されているもの。
- (6) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (7) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (8) 審査結果に影響を与える工作を行うなど、プロポーザルの公正な執行を妨げた場合。

1 2 プロポーザルの評価等

評価は、「荒川遊園各種事業者選定に係る評価委員会」において、評価項目及び評価基準により総合的に審査を実施し、相応しい候補者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

事業者から提案書類の提出を受け、評価委員会がその内容について審査し、若干数の事業者を合格とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びロールプレイ審査）

一次審査の通過者を対象に二次審査を実施する。二次審査では、事業者は提案書の内容を評価委員会の場で説明し、委員からの質問を受け、回答するものとする。選考時間は1事業者あたり45分（プレゼンテーション10分、ロールプレイ10分、質問25分）程度を予定している。二次審査においては、必ず業務受託後、統括責任者となる者が説明すること。プレゼン資料は、提案書類の内容から逸脱しない範囲のものとする。プレゼンテーションの際には、プロジェクター、スクリーン等を会場に用意しており、利用することができる。

ロールプレイの詳細は一次審査通過者に別途通知する。

二次審査は、令和8年12月上旬に実施する予定である。

(3) 評価体制

提案の審査及び評価は、評価委員会において行う。

(4) 評価方法

提案書類、プレゼンテーション及びロールプレイの内容を総合的に審査し、評価する。

(5) 審査結果

評価委員会により選考を行い、書面により通知する。なお、審査に対する異議申し立ては、受け付けない。

1 3 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も評価が高い事業者を委託候補事業者として、契約締結交渉を行うものとする。

- (2) 選定後、委託候補事業者が参加資格要件を満たさなくなったと認められた場合、または、区と契約締結交渉が不調となった場合は、次点の事業者と契約締結交渉を行うことができるものとする。
- (3) 選定後、委託候補事業者の取組体制等が著しく変わった場合は、区は委託候補事業者としての資格を取り消すことがある。

1 4 その他

- (1) 提出書類に関する費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 提案に関する提出物は返却しない。
- (3) 提案概要について必要に応じて公表する場合がある。
- (4) 本資料及びプロポーザルのために区から受領した資料は、許可なく公表及び他の目的に使用することはできない。
- (5) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。
- (6) 本案件は、荒川区公契約条例の規定が適用される。受託者は労働者等に対して労働報酬下限額以上の支払いや労働環境等を確認するための書面を区へ提出することなどが義務付けられる。概要や詳細は荒川区ホームページを確認すること。
労働報酬下限額は、区が年度ごとに定め、暫定基準額は1,489円である。積算にあたり、労働報酬下限額が適用される労働者等については、暫定基準額として設定する金額（1,489円）を下回らないように積算すること。なお、令和9年度の労働報酬下限額は、令和8年12月頃決定予定である。
労働報酬下限額決定により、積算額に影響がある場合は、区と受託者が協議の上、契約額を決定する。

1 5 各書類提出先・問合せ先

〒116-0011 東京都荒川区西尾久六丁目35番11号 荒川区立荒川遊園
荒川区産業経済部荒川遊園課 担当 渡邊
電 話：03-3893-6003
FAX：03-3893-6089
E-mail：yuuen@city.arakawa.lg.jp

〈参考資料〉 荒川遊園の概要

1 荒川遊園の概要等

(1) 荒川遊園の概要

昭和25年に「区立あらかわ遊園」として開園し、現在、東京都で唯一の公立の遊園地。区道を境とした3地区（ファミリーコースターや観覧車など6種類の大型遊具を中心とした「のりもの広場」、動物と触れ合う「どうぶつ広場」、せせらぎが流れる「水あそび広場」などがあるA地区、B地区、温水プールやトレーニングルームなどの室内スポーツ施設である「スポーツハウス」、屋外運動場及び地下駐車場があるC地区）及び今後整備予定のD地区で構成されている都市公園。

ア 所在地

東京都荒川区西尾久六丁目35番11号

イ 開園時間

午前9時から午後5時まで（夜間開園日は午後8時まで。夜間開園日は、土日祝、祝日の前日、ゴールデンウィーク、小学校の春・夏・冬休み期間）。

ウ 休園日

毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）及び年末年始（12月29日から翌年1月1日まで）。ただし、夏休み、冬休み、春休み期間中は休園日なし。

2 面積 54,319㎡（うちA地区 31,466㎡）

3 施設の構成

A地区 有料公園（今回の契約対象区域。）

- ・のりもの広場（観覧車など大型遊戯施設6機種、もぐもぐハウス等）
- ・どうぶつ広場（小動物を中心に展示。動物とのふれあいなど体験型事業も実施）
- ・しばふ広場（ロング滑り台ほか）
- ・釣り堀
- ・トランポリン状エア遊具（ふわふわドーム）
- ・わくわくハウス
- ・アリスの広場（隅田川に面するステージ）・スーパー堤防 ほか

B地区

C地区 あらかわ遊園スポーツハウス・運動場

無料公園・地下駐車場

D地区 荒川遊園拡張地（旧小台橋小学校跡地。今後整備予定。）

4 沿革

大正11（1922）年5月 煉瓦工場跡地に民営遊園地として開園

昭和16（1941）年	戦争勃発のため民営遊園地閉園
昭和24（1949）年7月	区立の児童遊園として設立
昭和25（1950）年8月	区立遊園地として開園
昭和61（1986）年9月	施設の全面改造に着手
平成3（1991）年4月	全面改造が完了
平成5（1993）年7月	あらかわ遊園スポーツハウスオープン
平成6（1994）年1月	地下駐車場オープン
平成15（2003）年4月	東京都交通局より譲渡された都電6000形（通称「一球さん号」）の展示を開始
平成23（2011）年5月	ふれあいハウス内に「下町都電ミニ資料館」がオープン
平成30（2018）年12月1日	リニューアル工事のため休園開始
令和4（2022）年4月21日	リニューアルオープン

5 入園者の推移（リニューアル後過去4年間）（単位：人）

	4年度	5年度	6年度	7年度
入園者数（計）	385,937	403,956	396,795	373,963
大人	205,004	212,635	220,283	217,751
子ども	180,933	191,321	176,512	156,212

※令和4年度は4月21日から開園

6 月別入園者数（令和7年度）（単位：人）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
35,348	39,554	28,476	17,314	23,732	31,189
10月	11月	12月	1月	2月	3月
33,134	45,573	22,145	31,814	27,096	38,476

7 曜日別入園者数（令和7年度）

	祝日	土曜	日曜	平日	年間合計
日数（日）	15	51	52	201	319
年間入園者（人）	43,724	88,596	125,697	115,946	373,963
1日あたり入園者（人）	2,914	1,737	2,417	576	1,172

8 令和9年度営業カレンダー（予定）

令和9年度 荒川遊園営業カレンダー(予定)

2027年
令和9年

26 4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

29日:昭和の日
春休み期間:3月26日から4月5日まで

28 5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3日:憲法記念日 4日:みどりの日
5日:こどもの日

25 6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

28 7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

19日:海の日
夏休み期間:7月21日から8月31日

31 8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11日:山の日
夏休み期間:7月21日から8月31日

26 9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

20日:敬老の日 23日:秋分の日

27 10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11日:スポーツの日

25 11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

3日:文化の日
23日:勤労感謝の日

25 12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

冬休み期間:12月26日から1月7日
29日~31日年末休業日

2028年
令和10年

27 1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1日:元旦 10日:成人の日
1日:年始休業日
冬休み期間:12月26日から1月7日

24 2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29				

11日:建国記念日
23日:天皇誕生日

28 3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日:春分の日
春休み期間:3月26日から4月5日まで

・夜間開園は金、土、日、祝、祝前
春休み、夏休み、冬休み

平日	201
土日祝※	119 ※元旦含まない
営業日計	320
内夜間開園	209

営業日計	320 日
休園日	46 日
合計	366 日